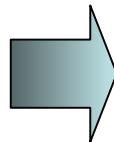


平成17年に湖沼水質保全特別措置法が改正され、 面源負荷対策の強化が盛り込まれました。

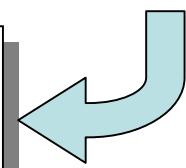
(参考3)

- 湖沼の水質の改善が停滞
(総務省の政策評価においても指摘)
- 住民運動の活発化、関心の高まり



湖沼水質の改善に向けた
施策の拡充が必要

これまでの対策
(工場・事業場に対する負荷量規制、
生活排水対策等)に、以下を追加



1. 湖沼に流入する汚濁負荷の一層の削減

(1) 流出水対策地区の新設

- 農地・市街地等から流出する汚濁負荷への対策が必要な地域を指定
- 流出水対策推進計画を策定し、流出水対策を推進

(2) 工場・事業場に対する規制の見直し

これまで新增設の工場・事業場についてのみ実施していた負荷量規制を既設事業場に対しても適用

2. 水質浄化機能を確保するための、湖辺の環境の適正な保護

湖辺環境保護地区の新設

- 水質の保全のために特に保護が必要な地域(例;湖辺のヨシ原)を指定
- 植物の採取等について届出を義務づけ

3. その他

湖沼計画の策定手続に、関係住民の意見聴取を位置付ける 等